

宅地流動化促進補助事業のお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111 (221・222)

活用不可能な空き家が存在することにより、売買に支障が生じている宅地の空き家を除去し、新たに定住住宅を建設しようとする場合、除却費用の一部を助成します。

※定住住宅取得補助金との併用が可能です。

【補助対象物件】 町内にある住宅で、1～3全てに該当するもの

- 1 個人が居住するために建築された住宅
- 2 活用不可能な空き家等
- 3 空き家等バンクに登録されている住宅

※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

【補助対象者】 1～2全てに該当するもの

- 1 定住住宅を建設するために空き家等を購入し、解体しようとする個人
 - 2 購入した空き家等を解体後、1年以内に住宅を建設できる者
- ※親族間の売買は除く

【補助要件】

- 町内の建築業者等（個人事業主を含む）に発注すること

【補助対象経費】

- 空き家等の解体に係る経費
- ※倉庫や車庫のみの解体、宅地の造成は対象となりません。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請の時期】

空き家等を購入し、解体撤去工事契約を締結した時点で申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。

※解体中、解体後の申請については受理することができません。

※申請前に、購入予定の空き家等が空き家等バンクに登録されているか、ご確認ください。

